

論文

相談援助専門職としての社会福祉士の機能・役割 ～業務動態調査からの考察～

内田 充範

UCHIDA Mitsunori

要旨：1987年に、社会福祉士及び介護福祉士法が制定され、社会福祉士がソーシャルワーカーの国家資格として位置づけられてから、30余年が経過し、2022年12月末時点での名簿登録者数は、27万1,208人となっている。

社会福祉士は、社会福祉士及び介護福祉士法2条に規定されているとおり、専門的知識及び技術を持って、援助対象者の「相談」に応じ、「助言・指導」福祉サービス提供者及び他の専門職や関係者との「連絡及び調整」「その他の援助」を行う専門職である。

本研究では、社会福祉協議会(生活困窮者自立支援事業担当)及び地域包括支援センターの社会福祉士5名を調査対象として、2022年2月7日から3月4日の4週間の業務動態調査を実施した。

調査結果から、社会福祉士は、所属機関の機能・役割に応じて、法に規定されている専門職としての業務を遂行していることが明らかになった。しかし、日本社会福祉士会が毎年開催している社会福祉士学会の研究発表「相談援助」部門のねらいにある「アウトリーチ」、「地域や組織への働きかけ」については、実践はあるものの業務全体に占める割合は小さく、さらなる関係機関との協働・情報共有によって要援助者の発見につなげる必要があると考える。また、もう一つのねらいである「さまざまな職種との連携」に関しては、各所属機関の援助対象者に求められる保健・医療・福祉関係機関、行政や民生委員のほか、保護司や弁護士等と連携していることが明らかになった。

以上のことから、今後、「アウトリーチ」、「地域や組織への働きかけ」に関する実践を積み重ねることにより、厚生労働省社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会が、「地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉士に期待するとしている制度横断的な課題への対応や地域住民の活動支援という役割を発揮することができると思われる。

Key Words：生活保護ケースワーカー、業務日誌、生活保護法、社会福祉法、裁量

I. はじめに

1987年に、社会福祉士及び介護福祉士法が制定され、社会福祉士がソーシャルワーカーの国家資格として位置づけられてから、30余年が経過した。第1回試験の合格者180人以降、合格者は増加し、第15回で1万人を超えて、その後も第25回の8,058人を除いて毎年1万人以上が合格し、2022年2月に行われた第34回までの累積合格者は274,658人¹⁾となっている。

この社会福祉士の就労している分野は、「高齢者福祉関係」が最も多く全体の半数近くを占め、以下、「障害福祉関係」、「医療関係」、「地域福祉関係」、「児童・母子福祉関係」、「行政相談所」、「生活保護関係」の順となっている。また、就労している職場での職種は、「経営者」が2.4%、「施設長・事務所管理者」が9.9%²⁾、「主任、相談部門の長」を含めた「相談員・指導員」がおよそ24.2%とおおよそ4分の1を占める一方で、介護支援専門員や

ホームヘルパーを含む介護職員という他の専門職として就労している者が20%程度いる。つまり、社会福祉士は、「相談員・指導員」として、社会福祉施設や事業所内で就労している以外に、他の有資格専門職として、支援を必要とする住民の世帯を訪問して就労している者³⁾もいる(公益財団法人社会福祉振興・試験センター2021)。

2018年3月にとりまとめられた、厚生労働省社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」(厚生労働省2018)において、社会福祉士には以下のことが求められている。

少子高齢化の進展など、社会経済状況の変化によるニーズの多様化・複雑化に伴い、既存の制度では対応が難しい様々な課題が顕在化してきている。また、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」⁴⁾の実現を目指しており、社会福祉士には、ソーシャルワークの機能を発揮し、制度横断的な課題への対応や必要な社会資源の開発といった役割を担うことができる実践能力を身につけることが求められている。

地域共生社会の実現に向けた各地の取組には、社会福祉士が中心となり、地域住民等と協働して地域のニーズを把握し、多職種・多機関との連携を図りながら問題解決に取り組んでいる事例などがある。地域の様々な主体と連携した取組が必要となる中で、社会福祉士には、地域住民の活動支援や関係者との連絡調整などの役割を果たすことが求められている。

このように、社会福祉士には、国が目指す「地域共生社会」の実現のために、地域住民等とともに、ソーシャルワーク機能を発揮しながら、関係機関等と連携・協働して地域のニーズを発見し課題の解決に取り組む際の中心的役割を期待されて

いるといえる。

II. 研究方法

1. 研究目的

社会福祉士は、専門的知識及び技術をもって、援助対象者の相談に応じ、助言、指導、福祉サービス提供者及び他の専門職や関係者との連絡及び調整その他の援助を行う専門職である。本研究は、社会福祉士の業務動態を調査し、法に規定された業務と比較検討を行うとともに、日本社会福祉士会が毎年開催している社会福祉士学会の研究発表「相談援助」分科会のねらいにある「アウトリーチ」「地域や組織への働きかけ」「さまざまな職種との連携」の実態を検証することにより、社会福祉士が担う機能・役割の実際を明らかにするものである。

2. 調査方法

2022年2月7日から3月4日の4週間の業務動態を記録してもらった。

調査様式は、表1のとおりである。

なお、調査にあたっては、調査項目としての業務分類その内容及び業務動態調査表への記載方法について、「4. 調査項目等」のとおり説明のうえ実施した。

3. 調査対象

社会福祉協議会(生活困窮者自立支援機関担当)及び地域包括支援センターの社会福祉士5名を調査対象とした。

選定理由は、コロナ禍で生活困窮関連の相談が増加している中、生活困窮者自立支援機関の相談援助専門職としての機能・役割の実態を明らかにすること、両地域包括支援センターが重層的支援体制構築事業の受託機関であり、これからの相談援助職の機能・役割の方向性を示すことを目的としたからである。

表1 調査様式 (地域包括支援センターの社会福祉士C氏の4週目)

	8:30	9	10	11	12	13	14	15	16	17	17:30
2/28 (月)	業務 書類確認	世帯訪問	世帯訪問	世帯訪問	電話応対 記録作成	記録作成	記録作成	電話応対 記録作成	書類作成		
内容	メール等の 確認(1.0)	担当ケース 状況確認 (0.5)	独居高齢者、 高年齢者等 気になる世帯 へ訪問(1.5)	認知症 に関する世帯 へ訪問(0.5)	担当ケース 関係先へ連絡 記録作成(0.5)	昼 休 息	午前中の記録 作成(1.0)	介護保険新規申請 関係先へ連絡・記 録作成(1.0)	圏域での認知症サポーター活動として交流 会を開催するため、対象者に渡すチラシを 作成する。(2.5)		
3/1 (火)	業務 書類確認	外部会議	X 地域包括事務所 で会議		電話応対 記録作成	電話応対 記録作成	書類整理 記録作成	書類整理 記録作成	休み		
内容	メール等の 確認(1.0)	2/21の打ち 合わせで、X 圏域でサポ ーターの交 流会を開催 することになった。内容や当日の 流れ、案内のチラシの確認等を行った。(3.5)			担当ケース 関係先へ連 絡(0.5)	担当ケース 関係先へ連 絡(0.5)	関係先、メ ール、担当 ケース等の 書類の確認 ・残っている 記録の作成 (1.5)				
3/2 (水)	業務 関係先訪問	電話応対 記録作成	書類作成		書類整理 記録作成	書類整理 記録作成	電話応対 記録作成	書類整理 記録作成	電話応対 記録作成	書類整理	
内容	書類提出 (1.0)	担当ケース 本人へ連絡 記録(0.5)	サポーター 交流会のチ ラシの修正 (2.0)		メール等 の確認(0.5)	入院中ケ ース関係 先へ連絡 記録(0.5)	入院中ケ ース関係 先へ連絡 記録(0.5)	関係先の書 類整理・フ ァイリン グ(1.0)	委託先ケ ース関係 先へ連絡 記録(0.5)	関係先の書 類整理 ファイリン グ(1.0)	
3/3 (木)	業務 書類整理	電話応対 記録作成	書類作成	電話応対	関係先訪問	関係先訪問	関係先訪問	書類整理 電話応対 記録作成	書類整理 電話応対 記録作成	書類整理	
内容	メール等の 確認(1.0)	担当ケース 関係先へ連 絡(0.5)	サポーター 交流会のチ ラシの修正 ・対象者へ の連絡(2.0)		サロンの支 援/体力測 定の手伝 い、参加 者との交 流(2.5)			関係先の 書類確認 (0.5)	関係先の 書類確認 (0.5)	担当ケ ース関係 先へ連絡 記録(1.0)	担当ケ ース関係 先へ連絡 ファイリン グ(0.5)
3/4 (金)	業務 書類整理	関係先訪問、 世帯訪問			世帯訪問	世帯訪問	世帯訪問	所内相談	電話応対 記録作成	電話応対 記録作成	
内容	メール等 の確認 (0.5)	なんでも 相談員と 関係先 (事業所 や民生委 員宅)の 訪問・気 になる世 帯への訪 問を行った。 (2.5)			介護保険 新規申請 手続き 状況確認 (1.5)	介護保険 新規申請 手続き 状況確認 (1.5)	介護保険 新規申請 手続き 状況確認 (1.5)	包括内 で情報 共有(0.5)	介護保 険申請 関係先 へ連絡 記録(0.5)	担当ケ ース関係 先へ連 絡・本人 へ連絡 記録作成 (2.0)	

出所) C 氏の業務動態調査結果から抜粋。

表2 業務分類と内容の記載方法

「世帯訪問」：支援対象者の住まいへの訪問 訪問目的及び面談者等を記載してください。
「関係先訪問」：支援対象者の支援のため、または事業所の業務としての関係先への訪問 機関の一般名称と訪問目的を記載してください。
「所内相談」：事業所内での相談 相談内容を簡単に記載してください。
「電話応対」：電話による支援対象者に関する打ち合わせや相談 電話内容を簡単に記載してください。
「内部会議」：事業所内の会議 内部のケア会議、事例検討会、定例会議など。
「外部会議」：事業所外での会議。 関係機関でのケア会議、研修会、自治体主催の会議など。
「内部研修」：事業所内での研修会 テーマ別研修会、初任者・主任・リーダー研修など。
「外部研修」：事業所外での研修会 自治体主催の研修、社会福祉士会の研修、自主的参加研修など。
「記録作成」：担当している支援者のケース記録や来談相談記録の作成 いつの記録か簡単に記載してください。
「書類作成」：記録以外の文書作成 事業所内部・外部のケア会議の資料など。
「書類整理」：業務に関する書類の整理 郵送されてきた書類や出席した会議等の書類のファイリングなど。
「業務記録」：上司（事業所）に報告するもの。 月間の業務日程や実施報告など。
「報告書作成」 業務委託元への業務状況の報告書等。
「業務報告」：訪問から戻ったの上司等への報告 訪問調査や関係先調査の内容等。
「スーパービジョン」：上司への相談及び上司からの指導 支援内容に関する相談など。
「ピアスーパービジョン」：同僚への相談及び業務に関する情報共有 支援内容に関する相談など。
「コンサルテーション」：外部の専門職等への相談 支援内容等に関する相談など。

出所) 筆者作成。

4. 調査項目等

17の調査項目の業務分類と内容の記載方法は、表2のとおりである。

5. 分析方法

分析方法としては、5名の業務種別ごとの所要時間を集計し、上位5項目と法に規定されてい

る「相談」「助言・指導」「連絡・調整」と比較した。さらに、業務内容から「アウトリーチ」「地域や組織への働きかけ」「さまざまな職種との連携」の実態を検証した。

6. 倫理的配慮

同意説明文を作成し、「研究目的・方法」「個人

情報の保護」等について、口頭及び文書で説明し同意を得たうえで調査協力してもらった。また、調査協力者の所属長にも調査概要及び趣旨を説明のうえ了解を得た。なお、同意書を2部作成し、調査協力者と研究者で保管している。

Ⅲ. 結果

1. 集計結果と業務分類の一部変更

調査対象者5名の2022年2月7日から3月4日の4週間の業務動態の項目別集計結果は、表3のとおりである。

表3 業務動態集計

	A氏	B氏	C氏	D氏	E氏	計
世帯訪問	4.5	1.5	16	38	33.5	93.5
関係先訪問	12	3	7.5	7.5	20.5	50.5
所内相談	30	19	1.5		3.5	54
電話対応(援助)	10.5	2.5	10	17	10.5	50.5
電話対応(連携)	7.5	5	8.5	4	17.5	42.5
内部会議(援助)	2.5		1	2	3.5	9
内部会議(組織)	13.5	3.5	1	1	3.5	22.5
外部会議(援助)	1.5	1		1	5.5	9
外部会議(連絡)	4.5		10.5		3.5	18.5
記録作成	8	46.5	26	34	20	134.5
資料作成	11	12.5	15.5	8.5	9.5	57
資料整理	7.5	29.5	20			57
業務記録	2.5				0.5	3
報告書作成	3	1	1			5
業務報告	1				0.5	1.5
スーパービジョン	8					8
ピアスーパービジョン	1					1
コンサルテーション					1	1
内部研修					2	2
外部研修	2	3	3.5		6	14.5
所内業務※	4.5	1.5	1			7
その他			1.5			1.5
	135	129.5	124.5	113	141	643

出所) 調査結果をもとに筆者作成。

調査結果の集計にあたって、調査実施前の業務分類を一部変更した。

まず、「電話応対」について、援助対象者への直接の援助や訪問日時の確認等を「電話応対(援助)」とし、関係機関との連絡等を「電話応対(連携)」とした。次に、「内部会議」について、援助

に関する会議を「内部会議(援助)」とし、直接援助とは関係しない所属機関における定例会議等を「内部会議(組織)」とした。さらに、「外部会議」について、援助に関する会議を「外部会議(援助)」とし、関係機関との連絡会議等を「外部会議(連絡)」とした。

なお、例示した業務分類以外の業務内容については、赤字にて記載するよう依頼していたところ、ソーシャルワーク実践と関係のないと分類した業務については、組織内業務とした。また、「その他」は、新型コロナウイルス対策に関連するものである。

2. 全体概要

調査対象者5人の全体集計では、ソーシャルワーク実践としての業務である「世帯訪問」「関係先訪問」「所内相談」「電話応対(援助)」「電話応対(連携)」「内部会議(援助)」「外部会議(援助)」の業務が、およそ50%を占めている。これらの業務内容としては、インターク及びエンゲージメントからアセスメントに基づいたプランニングを行い支援計画に沿った援助を実践している。援助過程では、必要に応じてモニタリングを行い、再アセスメントを経てプランニングにつないでいる。このように、ソーシャルワーク実践のプロセスに沿った援助が実践されている。さらに、実践の足跡であり今後の援助の向上を考えるための業務日誌としての「記録作成」を加えると70%を超えている。その一方で、「スーパービジョン」8時間、「ピアスーパービジョン」1時間、「コンサルテーション」1時間となっていて、5人中3人の社会福祉士は、調査期間内にこれらに要した時間はな

く、職場内外における助言、指導の機会はわずかであった。

3. 総業務時間中の上位5業務

総業務時間における上位5業務は表4のとおりであり、それらの業務中の相談援助に係る業務の所要時間は、それぞれ以下のとおりである。

A氏(総業務時間135時間)

「所内相談」30時間、「関係先訪問」12時間、
「電話応対(援助)」10.5時間

B氏(同129.5時間)

「所内相談」19時間、
「電話応対(連携)」5時間

C氏(同124.5時間)

「世帯訪問」16時間、
「外部会議(連絡)」10.5時間

D氏(同113時間)

「世帯訪問」38時間、
「電話応対(援助)」17時間

E氏(同141時間)

「世帯訪問」33.5時間、「関係先訪問」20.5時間、
「電話応対(連携)」17.5時間、
「電話応対(援助)」10.5時間

表4：調査協力者の属性及び業務にかかる時間上位5項目

	資格年数	現職年数	職種	1	2	3	4	5
A氏	11年	1年9月	社協生活困窮	所内相談	内会組織	関係訪問	資料作成	電話援助
B氏	6年	3年	社協生活困窮	記録作成	資料整理	所内相談	資料作成	電話連携
C氏	5年	2年6月	包括社会福祉士	記録作成	資料整理	世帯訪問	資料作成	外会連絡
D氏	12年	3年	包括社会福祉士	世帯訪問	記録作成	電話援助	資料作成	関係訪問
E氏	13年	2年3月	包括社会福祉士	世帯訪問	関係訪問	記録作成	電話連携	電話援助

出所) 調査結果をもとに筆者作成。

4. 社会福祉士5名の業務動態

(1)A氏

A氏は、現在の生活困窮者自立支援機関のソーシャルワーカーとしての勤務は1年9か月であるが、社会福祉士資格を取得して11年の中堅職員であり、主任相談支援員(業務責任者)である。総業務時間135時間のうち上位5業務は、「所内相談」30時間、「内部会議(組織)」13.5時間、「関係先訪問」12時間、「資料作成」11時間、「電話応対(援助)」10.5時間である。

生活困窮者自立支援機関の業務としての「所内相談」に最も時間を要して、続いて、「所内相談」を受けたのちの援助関連業務としての「関係先訪問」「電話応対(援助)」が上位となっている。その一方で、社会福祉協議会の業務も担っていて、「内部会議(組織)」の内容には、次年度の予算作成やそれに伴う事業計画に関するものがある。また、上位業務ではないが、所内業務として、備品購入に関する業者対応なども行っている。

(2)B氏

B氏は、社会福祉士として、社会福祉協議会に就職して6年目で、現在の生活困窮者自立支援機関の相談支援員として3年目である。総業務時間129.5時間の上位5業務は、「記録作成」46.5時間、「資料整理」29.5時間、「所内相談」19時間、「資料作成」12.5時間、「電話応対(連携)」5時間である。

最も時間を要している「記録作成」の中には、「所内相談」後の相談内容や支援過程の記録に加え、支援調整会議の記録作成や相談内容からの援助としての貸し付けに関する記録作成が含まれている。また、「資料作成」は、生活困窮者自立支援機関の必須事業である住居確保給付金の申請書作成などである。

(3)C氏

C氏は、社会福祉士として就職して5年目で、現職の地域包括支援センターの社会福祉士としての経験は、2年6か月である。総業務時間124.5時間の上位5業務は、「記録作成」26時間、「資料整理」20時間、「世帯訪問」16時間、「資料作成」

15.5時間、「外部会議(連絡)」10.5時間である。

地域包括支援センターにおける専門職の配置は、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の三職種とされ、これら三専門職が連携・協働して業務遂行している。このため、C氏の業務は、援助過程にある介護保険利用者世帯への訪問が中心となっているとともに、関係機関との連携である「外部会議(連絡)」や地域団体支援としての「資料作成」にも時間を要している。C氏の所属機関においては、この三職種に加えて、重層的支援体制整備事業としての相談員(社会福祉主事)が配置されており、要援助者を発見するアウトリーチの役割を果たしている。C氏は、この相談員と同行する機会を活かしてアウトリーチに努めている。

(4)D氏

D氏は、社会福祉士としての勤務経験12年目で、現職の地域包括支援センターの社会福祉士としての経験は、3年である。総業務時間は113時間で、上位5業務は、「世帯訪問」38時間、「記録作成」34時間、「電話応対(援助)」17時間、「資料作成」8.5時間、「関係先訪問」7.5時間である。

D氏は、介護保険業務に加えて、本年1月から重層的支援体制整備事業としての相談員を兼ねており、「世帯訪問」に最も時間を要している。そして、この「世帯訪問」に関する「記録作成」にも「世帯訪問」と同等の時間を要している。

(5)E氏

E氏は、社会福祉士としての勤務経験13年目で、現職の地域包括支援センターの社会福祉士として2年3か月目である。総業務時間は141時間で、上位5業務は、「世帯訪問」33.5時間、「関係先訪問」20.5時間、「記録作成」20時間、「電話応対(連携)」17.5時間、「電話応対(援助)」10.5時間である。

E氏も、D氏とともに、介護保険業務に加えて、重層的支援体制整備事業としての相談員を兼ねている。「世帯訪問」「電話応対(援助)」に関しては、ほぼ同様の時間を要している。また、「関係先訪問」「電話応対(連携)」が上位を占めており、相談員としてのアウトリーチ機能を発揮するために、地域との関係構築を行っている。

IV. 考察

1. 社会福祉士及び介護福祉士法における定義と業務との関係

社会福祉士の業務については、社会福祉士及び介護福祉士法2条に、「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の

援助を行うことを業とする者をいう。」と定義されている。

法に規定されている業務のうち、「相談援助」及び「助言・指導」を本調査の時間上位5項目の「所内相談」「電話応対(援助)」「世帯訪問」として、「連絡・調整」を「関係先訪問」「電話応対(連携)」「外部会議(連絡)」として整理したのが表5である。

表5：法に規定されている業務と業務時間に占める上位5項目業務の所要時間割合

法規定業務	上位5項目業務の所要時間割合
「相談」 「助言・指導」	「所内相談」(A氏22.2%・B氏14.7%) 「世帯訪問」(C氏12.9%・D氏33.6%・E氏23.8%) 「電話応対(援助)」(A氏7.8%・D氏15.0%・E氏7.4%)
「連絡・調整」	「関係先訪問」(A氏8.9%・D氏6.7%・E氏14.5%) 「電話応対(連携)」(B氏3.9%・E氏12.4%) 「外部会議(連絡)」(C氏8.4%)

出所) 調査結果をもとに筆者作成。

これらの業務に要している割合は、A氏38.9%、B氏18.6%、C氏21.3%、D氏55.3%、E氏58.1%である。

以上のことから、本調査対象である社会福祉士5名は、社会福祉士及び介護福祉士法における定義とされている業務を各所属機関の社会福祉士として、その役割を果たしているといえる。

A氏は、生活困窮者自立支援機関の主任相談員であると同時に、所属機関である社会福祉協議会の予算や事業計画策定の業務を兼務している中でのものである。B氏は、A氏と同じ生活困窮者自立支援機関の支援相談員であり、必須事業の住居確保給付金の申請処理担当であるとともに、社会福祉協議会としての事業である生活福祉資金貸付業務の担当を兼務している。C氏は、地域包括支援センターの社会福祉士としての業務を担当するとともに、センター内の庶務的業務をこなしている。また、調査期間時に、地域の認知症支援団体

に関する業務を担当していたことから、資料作成等に時間を要していたものである。D氏及びE氏は、地域包括支援センターの介護保険対象者への援助に加えて、市より委託を受けている重層的支援体制整備事業の相談員として、地域からの相談への対応や連携機関等の開拓を行っていたものである。

2. 所属機関の機能における業務動態の違い

A氏とB氏は、Z市社協の生活困窮者自立支援事業担当の自立相談支援員であり、「相談」「助言・指導」は、「所内相談」「電話応対(援助)」が中心である。これに対して、C氏はZ市、D氏とE氏はY市の同じ地域包括支援センターの社会福祉士であり、「相談」「助言・指導」は主に「世帯訪問」において行っている。このことに関しては、生活困窮者自立支援事業の対象者の多くは、生活

に困窮しているもののADLが自立した状態であり、援助を要する人の多くは、就職を希望している。これに対して、地域包括支援センターの援助対象者は、要支援状態にあることが多く、援助対象者自らが相談に訪れることが困難である場合もあり、援助対象者本人や家族等の関係者からの訪問依頼が多いことが影響していると考ええる。

次に、「連絡・調整」に関しては、「関係先訪問」「電話応対(連携)」「外部会議(連絡)」によって、5人すべてがそれぞれの方法で実施している。

3. 日本社会福祉士学会「相談援助」分科会のねらいに関する業務実践

「アウトリーチ」に関しては、業務内容の分析から、C氏が、ふれあいいきいきサロンでの出前講義や参加者との交流から要援助者の発見に努めるとともに、センター内の重層的支援体制整備事業の相談員に同行して、気になる世帯の訪問や関係先訪問による情報収集を行っている。

次に、「地域や組織への働きかけ」について、C氏は、認知症支援グループの取り組み支援や交流会の案内チラシの作成などを行っている。

さらに、「さまざまな職種との連携」に関しては、5人すべてが、所属機関の援助対象者に求められる保健・医療・福祉関係機関、行政や民生委員のほか、保護司や弁護士等と連携していることが明らかとなった。

VI. 結論

以上のことから、社会福祉士は、所属機関の機能・役割に応じて、法に規定されている専門職としての業務を遂行していることが明らかになった。しかし、日本社会福祉士学会「相談援助」分科会のねらいである「アウトリーチ」「地域や組織への働きかけ」については、一部の社会福祉士による実践はあるが、業務全体に占める割合は小さく、さらなる関係機関との協働・情報共有が要援助者の発見につながると考える。

生活困窮者自立相談支援機関には、生活困窮者の実態を早期に把握したうえで、「待ちの姿勢」

ではなく、アウトリーチを含めた対応を行うことが求められている。その理由として、「生活困窮者の課題は複合していることが多く、相談窓口につながりにくい場合があること、問題が長期化することにより解決が困難となること、生活困窮者の中には自らSOSを発することができない者も多いこと」が指摘されていて、早期把握の仕組みづくりは喫緊の課題と言える。

このような取り組みが求められている自立相談支援機関ではあるが、現状では十分に対応できているとはいえない。自立相談支援機関の設置状況は、人口10万人から20万人規模の自治体においても市内全域を担当する1カ所であり、支援員の設置状況は、相談支援員、就労支援員、家計改善支援員それぞれ2～3人となっている。よって、日々の来所相談者への対応に終始することが多く自立相談支援機関としては、「待ちの姿勢」とならざるを得ない状況である。

アウトリーチ機能の強化として、2020年度からひきこもり地域支援センターとの連携強化対策として、「アウトリーチ支援員」の配置が始まっている。しかし、支援対象者が限定的であることや人材確保が追いついていないという状況である。よって、潜在的な生活困窮者の早期発見のための体制づくりとしては、住民の生活圏域ごとに設置されている地域包括支援センターとの連携が進められている。地域包括支援センターは、介護保険法に規定されている機関であり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が専門職として配置され、主に在宅高齢者の生活相談に対応するとともに、地域での介護予防事業や健康づくりを行っている。また、地域の民間機関である郵便局やスーパーマーケットなどからの情報提供を受けて、援助を開始している事例もあり、地域住民に密着した活動の中から、生活困窮者の情報を得ることで、自立相談支援機関と連携、協働してアウトリーチを展開していくことが可能となる。さらに、2021年に創設された重層的支援体制整備事業に中心的機関として明確に自立相談支援機関を位置づけることで課題とされている関係機関との連携によるアウト

リーチ機能を果たしていくことが可能である。

VI. おわりに

本研究では、調査対象者を生活困窮者自立支援機関及び地域包括支援センターの相談援助専門職とし、業務動態調査から社会福祉士としての機能・役割の実態を明らかにした。両機関とも在宅の要援助者を対象とする機関であり、社会福祉士の業務動態としては、施設系機関とは状況が異なると考えられる。また、わずか5名の4週間という限られた期間での調査であり、社会福祉士の業務動態の全体像を明らかにしたものとはいえない。厚生労働省が、地域共生社会の実現に向けて、社会福祉士に求めている地域住民等と協働して地域のニーズを把握し、課題解決するという役割は、施設系機関の社会福祉士も同様である。これらの課題については、今後の研究において究明していきたいと考える。

注

- 1) 社会福祉士及び介護福祉士法28条には、「社会福祉士となる資格を有する者が社会福祉士となるには、社会福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。」と規定されており、試験合格後に、厚生労働省に備えられている社会福祉士登録簿に登録されなければ、社会福祉士と名乗ることができない。いわゆる「名称独占」の資格であり、実際の名簿登録者は、2022年12月末現在、271,208人となっている。
- 2) 横山は、2015年「社会福祉士・介護福祉士就業状況調査結果の実施概要」(社会福祉振興・試験センター)において、30代と40代を合わせた割合が59.2%を占めていることから、「この厚い世代が」40～50代に移行するころには、経営や管理運営に携わる社会福祉士がさらに多くなる可能性がある。」と述べている(横山2017)。
- 3) 「相談員・指導員」のなかにも、生活保護ケースワーカーやスクール・ソーシャルワーカーのように支援対象者の世帯を訪問してソーシャル

ワークを実践している者もいる。

- 4) 「地域共生社会」とは、少子高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まるとともに、人と人とのつながりが希薄化していくなど、そのような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものである。

参考文献

- 厚生労働省(2018)厚生労働省社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」
- 公益財団法人社会福祉振興・試験センター (2021)「社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の『就業状況調査』について」
- 『生活困窮者自立支援法自立相談支援事業従事者養成テキスト第2版』中央法規出版2022
- 横山豊治(2017)「社会福祉士制度30年の到達点～任用の動向を中心に～」、『新潟医療福祉会誌17(2)2・12』

Functions and Roles of Social Workers as Consultation Assistance Professionals —Insights from the Business Dynamics Survey—

UCHIDA Mitsunori

Abstract:

More than 30 years have passed since the Social Worker and Care Worker Act was enacted in 1987, which positioned social welfare officers as nationally qualified social workers, and as of the end of December 2022, there were 271,208 registered social workers.

As stipulated in Article 2 of the Social Worker and Care Worker Act, social workers are professionals who, with their specialized knowledge and skills, provide "consultation" to persons eligible for assistance, "advice and guidance," "liaison and coordination" with welfare service providers and other professionals and persons concerned, and "other assistance."

In this study, five social workers from the Council of Social Welfare (in charge of projects to support the self-reliance of the needy) and the Community Comprehensive Support Center were surveyed for four weeks from February 7 to March 4, 2022, to investigate their work dynamics.

The survey results indicate that social workers perform their professional duties as stipulated in the Act according to the functions and roles of their agencies. However, "outreach" and "community and organizational outreach," which are the goals of the "Consultation Assistance" section of the research presentations at the annual conference of the Japan Society of Social Workers, are being practiced but account for only a small percentage of the total work. We believe that further collaboration and information sharing with related organizations is needed to discover those in need of assistance. As for the other objective of "collaboration with various professions", it became clear that the respondents collaborated with health, medical, welfare-related organizations, government administrators, and welfare commissioners, as well as with probation officers and lawyers, etc., as required for the persons are assisted by each organization.

Based on the above, we believe that by accumulating practices related to "outreach" and "community and organizational outreach", social workers will be able to fulfill the roles of responding to cross-system issues and supporting activities of local residents, as it was anticipated by the Special Committee for Securing Welfare Human Resources of the Welfare Subcommittee, Social Security Council of the Ministry of Health, Labor and Welfare to work toward the realization of a "community-based society."

Keywords: business dynamics survey, outreach, community and organizational outreach, realization of community symbiosis